令和 5 年 11 月 27 日
新潟かがやき農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、「人と恵まれた自然を大切にし、組合員、地域とともに農業振興と地域振興に取り組み、心豊かな暮らしに貢献します」を理念に掲げ、地域から「必要」「信頼」されるＪＡであり続けるため、組合員、地域の皆さまとのつながりを大切に、期待に応え活力ある人材の育成へ「希望」「挑戦」し、競争力のある事業展開へ「自信」「行動」を経営方針に掲げ、ＪＡに関わる全ての人々が『かがやく』ように総力を結集し、役職員一体となって事業に取り組んでおります。

2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」（共済事業）の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、ＪＡ共済連）が、共同で事業運営しております。

１．組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

（１）金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの意向・多様なニーズを把握したうえで、お応えできるものを選定します。また、「ＪＡバンクセレクトファンドマップ」等の各種資材を活用し、長期投資に適した商品をご提供いたします。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）】

（２）共済仕組み・サービス

組合員･利用者の皆さまの暮らしに確かな安心をお届けするために「ひと・いえ・くるま・農業」におけるさまざまなリスクに充実の保障とサービスを提供いたします。

なお当組合は、市場リスクを有する共済仕組みの提供は実施しておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）】

２．組合員・利用者本位のご提案と情報提供

（１）信用の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまの資産状況・取引経験・金融知識および取引目的やニーズについて、「ご意向確認書」および「ＪＡバンク資産運用スタイル診断シート」をもとに把握したうえで、組合員・利用者の皆さま一人ひとりにふさわしい金融商品・サービスをご提案いたします。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

② 商品のリスク特性や手数料・その他費用の重要な事項について、組合員・利用者の皆さまにとってわかりやすく、商品比較が容易にできるよう、「重要情報シート」等を活用し、情報提供を行います。特に高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、役席者の同席や適合性判定等により理解度を十分に確認したうえで慎重に対応いたします。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

③ 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料・その他費用について、その費用がどのようなサービスの対価となるのか、組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するように、「ＪＡバンクセレクトファンドマップ」および「交付目論見書」等の各種資材を活用しながら、丁寧かつわかりやすい説明を行います。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

（２）共済の事業活動

① 各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、組合員･利用者の皆さま一人ひとりのご意向を把握･確認し、ライフプラン等に合致した共済仕組みを「保障設計書等」を用いてご提案し、満足いただける最良・最適な保

障・サービスを提供いたします。また、ご契約期間が長期にわたる共済の特性を踏まえ、各種お手続き、お問い合わせ等において、組合員・利用者の皆さまに寄り添ったわかりやすい説明と、安心いただけるアフターフォローを行います。

② 保障提案から契約締結まで、組合員・利用者の皆さまに保障内容を正しくご理解いただけるよう、契約内容については「保障設計書」、重要事項については「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を用いてわかりやすく丁寧な説明を行います。特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧にわかりやすく説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等をいただくなど、きめ細やかな対応を行います。

③ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

３．利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定・保障提案にかかる情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理するとともに、利益相反が生じる可能性がある取引については、「利益相反管理規程」により月次・年次の定期モニタリングにより適切に管理を行います。

【原則 3 本文および（注）】

４．組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

組合員・利用者の皆さまの期待に応える高度な専門性を有し、誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成するために、職員の継続的・定期的な研修や勉強会の実施と併せて職員自ら積極的に資格取得に挑戦してまいります。

また、金融商品、保障・仕組み、サービスおよび各種手続きに関する組合員・利用者の皆さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情等については真摯に受け止め、迅速・誠実かつ公正な対応を行うとともに、それらを組合内で共有し今後の業務改善に活かすことで組合員・利用者本位の業務運営を実現してまいります。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年 1 月改訂）との対応を示しています。